

R 7 国分寺出張所管内交通安全対策その2工事

特記仕様書

令和8年4月

国土交通省関東地方整備局
宇都宮国道事務所

第 1 章 総則

第 1 条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書（令和 8 年度版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本作業における「条件明示」については、別紙ー 1 「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第 2 条 主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第 3 条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
4. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第 4 条 専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第 26 条第 3 項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第 5 条 専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例 2 号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。
 - （１）建設業法第 26 条第 3 項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例 2 号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （３）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

- (4) 同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。
- (ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)
- (5) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は栃木県内及び茨城県内の工事ではない。
- (6) 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- (7) 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出しすること。
- 1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
 - 2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））
 - 3) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し）
4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項(5)～(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。
5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第6条 コリンズ（CORINS）への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第7条 コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点	栃木県宇都宮市築瀬町地先	緯度	36° 32' 39"	経度	139° 53' 38"
終点	栃木県宇都宮市築瀬地先	緯度	36° 32' 45"	経度	139° 53' 52"

第8条 コリنز（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とする。

本工事は、国道4号（栃木県宇都宮市高砂町地区、宇都宮市築瀬地区、宇都宮市峰町地区）および、新4号（茨城県古河市高野地区、古河市上片田地区、栃木県河内郡上三川町石田工業団地地区）における交通安全対策工事である。

合わせて、新4号（小山地区）において、中央分離帯の飛び出し防止対策を行う工事および、一般国道4号（栃木県宇都宮市雀の宮地区）の、歩道拡幅に伴う用地取得済み部分管理を行う工事である。

主な工種は道路維持工であり、各地区では以下の工事を予定している。

路線名	地区名	主な工事内容
国道4号	宇都宮市高砂町地区	小型標識1基・溶融式区画線96m・道路照明設置1基
	宇都宮市築瀬地区	アスファルト舗装98㎡・切削オーバーレイ1,332㎡・薄層カラー舗装68㎡・L型側溝72m・溶融式区画線730m・車線分離標33本・構造物撤去1式
	宇都宮市峰町地区	アスファルト舗装5㎡・薄層カラー舗装354㎡・小型標識5基・溶融式区画線169m・構造物撤去1式
	宇都宮市雀の宮地区	アスファルト舗装580㎡・地先境界ブロック176m
新4号	古河市高野地区	溶融式区画線110m・視線誘導標3基
	古河市上片田地区	薄層カラー舗装358㎡・溶融式区画線334m
	上三川町石田地区	薄層カラー舗装120㎡
	小山地区	ガードレール1000m

第9条 コリنز（CORINS）への設計業務名及びテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

業務名	テクリス番号
R4 宇都宮国道管内交通安全対策他検討業務	4049238733
R5 宇都宮国道管内交通安全対策他検討業務	4052842167
R6 宇都宮国道管内交通安全対策他検討業務	4056373472

第10条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社 ◇◇建設株式会社
	

注意1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意2）所属会社の写真とする。

第 11 条 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事）

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
 2. 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。
 - （1）受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - （2）受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - （3）工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は、宇都宮国道事務所のホームページにより公表する。
 - （4）低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。
- なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。（別紙様式－０－１～１０参照）

資料名	内 容
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請けにおける当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資料の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳

第 12 条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第 13 条 不可視部分の出来形管理

予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

- ①舗装工
- ②縁石工
- ③排水構造物工
- ④防護柵工
- ⑤道路付属施設工
- ⑥標識工

第 14 条 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第 15 条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和 8 年 3 月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和 8 年 3 月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」（別紙様式－15）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第 16 条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和 7 年 3 月」によるものとする。

第 17 条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和 7 年 3 月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和 7 年 3 月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザー ID 数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等に

より、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨

- ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第18条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第19条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」

（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第20条 「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

本工事は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の設置対象工事であり、工事着手前に1回以上開催するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第21条 ワンデーレスポンス

- この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
 - 「ワンデーレスポンス」とは
受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。
- 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
- 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
- ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
- 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第 2 2 条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

1. 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
2. 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第 2 3 条 設計図書の変更

設計変更等については、契約書第 1 8 条から第 2 5 条及び共通仕様書共通編 1-1-1-1 7 から 1-1-1-1 9 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和 7 年 3 月」によることとする。

第 2 4 条 スライド条項

工事請負契約書第 2 6 条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が高くなったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が高くなった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第 2 5 条 再生資材の活用

受注者は以下の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資材名	規格	備考
加熱アスファルト混合物	As 量 5.5%再生密粒	表層 (歩道)
	As 量 6.5%再生細粒	表層 (歩道)
	As 量 5.0%再生粗粒	基層 (車道) (歩道)
	As 量 4.0% 再生瀝青安定処理	上層路盤 (車道)
再生クラッシャーラン	RC-40	下層路盤 (車道) (歩道) 基礎碎石

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

※共通仕様書第 3 編 2-6-2 材料と整合をはかること。

第 2 6 条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号 最終改正令和 4 年 6 月 17 日法律 68 号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法

工程ごと作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ・舗装版破碎 ・切削オーバーレイ ・コンクリート構造物取壊し	その他の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

【宇都宮市築瀬地区】

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
アスファルト殻 切削殻 コンクリート殻（無筋）	(株)菊池組 柳田工場	栃木県宇都宮市 柳田町字稻荷穴 948-1 (運搬距離 L=8.2km)

【宇都宮市峰町地区】

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
アスファルト殻	(株)菊池組 柳田工場	栃木県宇都宮市 柳田町字稻荷穴 948-1 (運搬距離 L=6.8km)

上記(2)については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

(3) 受入時間

(株)菊池組柳田工場 : 17時00分～ 8時00分

(4) 受入条件

(株)菊池組柳田工場 : 掘削材は径 40 cm程度以下
: 取壊し殻は径 30cm 程度以下
: 切削殻は条件無し

2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

- ・再生資源化等が完了した年月日
- ・再生資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再生資源化等に要した費用

3. 工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第27条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第28条 コンクリート副産物から再生された資源

1. コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
2. 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手前にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4. 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Lを用いたコンクリート）により実施しなければならない。
また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレキャストコンクリート製品—検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。
5. 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第1編3-3-3 配合」に従うものとする。

第29条 工事完成図

本工事は、道路工事完成図等作成要領（第2版）（国土技術政策総合研究所資料、平成20年12月）に基づく電子納品の対象工事である。

http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html

第30条 工事完成図の作成、納品

受注者は、「道路工事完成図等作成要領（国土技術政策総合研究所資料、平成20年12月）」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。

受注者は、本要領に基づき、国土技術政策総合研究所がホームページ上に無償で公開している本要領に対応したチェックプログラムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で出力資料を含む（別紙等での提出も可能）電子データを提出しなければならない。

提出資料

【電子データ（CD入り）】

- ・ 完成平面図 SXF データ（.P21）
- ・ 完成縦断図 SXF データ（.P21）
- ・ 完成平面図：属性 XML データ（拡張子 .saf）

【出力資料（道路工事完成図等作成要領 p73 参照）】

- ・ チェック結果記録
- ・ 完成平面図
- ・ 完成縦断図
- ・ 「完成平面図」チェック結果記録

・道路工事完成図等チェックプログラム結果ログ

なお、作成に要する費用については、当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第31条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和8年度版）によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和8年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ICT活用工事実施要領（令和8年3月改定）の関連要領等一覧（URL「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」）によるものとする。

第32条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和8年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第33条 ICT活用工事について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT 施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

2. 定義

(1) i-Construction とは、ICT 施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてICT 施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

(2) ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT 施工技術を活用する工事である。また、以下の①～⑤の段階でICT 施工技術を活用することをICT活用工事という。対象は、切削オーバーレイ工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、ICT 施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT 施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①～⑤の段階でICT 施工技術を活用することとし舗装工（修繕工）について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲を監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

5. ICT 施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、交通規制を削減し、以下1)～3)から選択（複数可）して測量を行うものとする。ただし、前工事及び設計段階での3次元データが活用できる場合や、管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合においては、管理断面及び変化点の計測による測量を選択する。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、施工指示に用いる切削計画を作成する。また、ICT建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行う場合は3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用い、以下1) 2) に示すICT建設機械により施工を実施するものとし、切削指示値等に積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

なお、ICT建設機械の調達が困難な場合は、監督職員と協議して従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。

位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規定の準則（令和7年3月31日 国土交通省告示第240号）付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械

2) 3次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術、または、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理の機能を有する技術を用いて、路面切削を実施する。

なお、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する方法としては、外部計測機による切削装置の計測の他切削装置に表示される指示値を取得する方法などがある。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による工事の施工管理において、以下のとおり出来形管理を行うものとする。

なお、監督職員と協議のうえ、従来型建設機械による施工を実施した場合は従来手法による施工管理を実施する。

(1) 出来形管理

3次元MCまたは3次元MG建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、管理断面及び変化点の計測による出来形管理とし、以下1) 2) から選択（複数以上可）して実施するものとする。

1) TS等光波方式を用いた出来形管理

2) 地上写真測量を用いた出来形管理

3次元位置を用いた施工管理システムを使用した場合の出来形管理にあたっては、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理システムから得られる施工履歴データにより以下3) により実施するものとする。

3) 施工履歴データを用いた出来形管理

⑤ 3次元データの納品

5. ①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。

3次元データの納品形式は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。

6. 上記5. ①～④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。
- また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。
7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第34条 ICT活用工事の用語の定義

図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第35条 ICT活用工事の費用について

- 1 受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき各段階を設計変更の対象とする。

・ICT活用工事（舗装工（修繕工））積算要領

（1）3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

また、「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれているため、費用の計上はしないものとする。

- 2 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第36条 ICT活用工事の活用効果等に関する調査

ICT活用工事を行った、施工者は、活用目的等の把握のための「ICT活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第37条 BIM/CIM 適用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事（受注者希望型）である。受注者が希望する場合、3次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し実施する。
（参考）3次元モデル作成の目安

詳細度	200～300程度※1 ※1 構造形式がわかるモデル～主構造の形状がわかるモデル
属性情報	3次元形状データが何を表すかを識別する情報をオブジェクトごとに属性情報として設定する（BIM/CIM 取扱要領「附属資料3 オブジェクト分類」を参照）。

1 BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

- 1) 工事概要
- 2) 整理すべき課題
- 3) BIM/CIM の実施内容（3次元モデルの活用内容、期待する効果等）
- 4) 3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等）
- 5) 3次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- 6) 3次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
- 7) 3次元モデルの作成・活用に要する費用

2 BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。
以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

- 8) 後段階への引継事項（データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等）
- 9) 省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等）

3 成果物の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

- 1) BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）
- 2) BIM/CIM 実施報告書（3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む）
- 3) 作成した3次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML 形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

4 その他

最新の情報は BIM/CIM ポータルサイト（<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>）で提供されているので、適宜参照すること。

第38条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内容

受注者は、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能
（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９）サニタリーボックス
（女性用トイレに必ず設置）
- （１０）鏡と手洗器
- （１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （１２）室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）
- （１３）擬音装置（機能を含む）
- （１４）着替え台
- （１５）臭気対策機能の多重化
- （１６）室内温度の調整が可能な設備
- （１７）小物置き場
（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】

（７）～（１１）の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記２の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第39条 現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記の(1)～(4)から、各1項目を実施するものとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。
 - (1) 仮設備関係
 - ①. 用水・電力等の供給設備 ②. 緑化・花壇 ③. ライトアップ施設
 - ④. 見学路及び椅子の設置 ⑤. 昇降設備の充実 ⑥. 環境負荷の低減
 - (2) 営繕関係
 - ①. 現場事務所の快適化 ②. 労働者宿舍の快適化
 - ③. デザインボックス（交通誘導員待機室） ④. 現場休憩所の快適化
 - ⑤. 健康関連設備および厚生施設の充実等
 - (3) 安全関係
 - ①. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）
 - ②. 盗難防止対策（警報機等）
 - (4) 地域連携
 - ①. 完成予想図 ②. 工法説明図 ③. 工事工程表
 - ④. デザイン工事看板（各工事PR看板含む）
 - ⑤. 見学会等の開催（イベント等の実施含む）
 - ⑥. 見学所（インフォメーションセンター）の設置および管理運営
 - ⑦. パンフレット・工法説明ビデオ
 - ⑧. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む） ⑨. 社会貢献
2. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
3. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の100%を上限として設計変更の対象とする

第40条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和8年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

 - I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
 - II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
 - III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
 - IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
 - V. 地下埋設物の損傷事故防止
 - VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
 - VII. 事故防止
2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
 - ①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
 - ②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育
3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行う場合における道路交通に対する措置について、「道路工事保安施設設置基準（案）（令和6年2月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板的記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。
5. 工事期間中は、夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯、バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。
6. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

【宇都宮市築瀬地区】

工種	作業区分	交通整理員（延人数）
区画線工 構造物撤去工 構造物取壊し工 舗装版切断	昼間作業	7人（うち有資格誘導員3人）
上記を除くすべての作業	夜間作業	450人（うち有資格誘導員150人） 「交代要員数を含む」

注）「交代要員含む」とは、休憩、休息時間についても交通整理を行う場合

【宇都宮市高砂町地区】

工種	作業区分	交通整理員（延人数）
区画線工	昼間作業	2人（うち有資格誘導員1人）
上記を除くすべての作業	夜間作業	8人（うち有資格誘導員4人） 「交代要員数を含む」

注）「交代要員含む」とは、休憩、休息時間についても交通整理を行う場合

【宇都宮市雀の宮地区】

工種	作業区分	交通整理員（延人数）
全ての作業	夜間作業	44人（うち有資格誘導員22人） 「交代要員数を含む」

注）「交代要員含む」とは、休憩、休息時間についても交通整理を行う場合

【宇都宮市峰町地区】

工種	作業区分	交通整理員（延人数）
区画線工 構造物撤去工 構造物取壊し工 舗装版切断	昼間作業	2人（うち有資格誘導員1人）
上記を除くすべての作業	夜間作業	24人（うち有資格誘導員12人） 「交代要員数を含む」

注）「交代要員含む」とは、休憩、休息時間についても交通整理を行う場合

【古河市高野地区】

工種	作業区分	交通整理員（延人数）
区画線工	昼間作業	2人（うち有資格誘導員1人）
上記を除くすべての作業	夜間作業	4人（うち有資格誘導員2人） 「交代要員数を含む」

注）「交代要員含む」とは、休憩、休息時間についても交通整理を行う場合

【古河市上片田地区】

工種	作業区分	交通整理員（延人数）
区画線工	昼間作業	2人（うち有資格誘導員1人）
上記を除くすべての作業	夜間作業	8人（うち有資格誘導員4人） 「交代要員数を含む」

注）「交代要員含む」とは、休憩、休息時間についても交通整理を行う場合
【上三川町石田地区】

工種	作業区分	交通整理員（延人数）
上記を除く全ての作業	夜間作業	4人（うち有資格誘導員2人） 「交代要員数を含む」

注）「交代要員含む」とは、休憩、休息時間についても交通整理を行う場合
【小山地区】

工種	作業区分	交通整理員（延人数）
準備費	昼間作業	4人（うち有資格誘導員2人）
上記を除く全ての作業	夜間作業	180人（うち有資格誘導員40人） 「交代要員数を含む」

注）「交代要員含む」とは、休憩、休息時間についても交通整理を行う場合

6. 試掘及び埋設物の防護

本工事の施工にあたり、地下埋設物に影響を与える箇所について埋設物の管理者等と協議し、必要と判断された場合は、試掘の実施について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、現場条件等により埋設物の防護が必要な場合には、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

なお、本工事では、小山地区の中央分離帯部分で、幅1.0m長さ1.0m深さ1.0mの試掘を、3箇所見込んでいるが、試掘箇所および、数量については監督職員と協議をおこない決定をするものとする。協議により、数量、大きさ等に変更が生じた場合には、設計変更の対象とする。

第41条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）1名以上を充て、他は経験1年以上の者を配置すること。
なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第42条 路上工事の縮減等

受注者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、監督職員に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。

第43条 交通規制日数の報告

現道上での（改築・維持修繕）工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を監督職員へ提出するものとする。（別紙－3）

第44条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。
2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

(1) 真夏日の定義

日最高気温が30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

(2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が日最高25度℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)が25度℃以上となる日を、真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30度℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30度℃以上の日を、真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30度℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30度(℃)以上、又は暑さ指数WBGTが25度℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 = 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値(%) = 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：1.2

第45条 安全管理推進技術審査等認定

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。

ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第46条 環境対策（特定調達品目の調達実績の調査）

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第47条 環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第48条 舗装版切断時に発生する濁水の適正な処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理しなければならない。

なお、舗装版切断時に発生する濁水の運搬・処理費用については当初見込んでいないが、建設資材廃棄物に該当するため、適正な処理方法について選定し監督職員と協議すること。

なお、濁水の運搬・処理費用等、必要と認められる経費についても契約変更の対象とする。

「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

第49条 交通安全管理（工事現場管理）

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第50条 交通安全管理（特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出）

共通仕様書 1-1-1-3 7 交通安全管理第14項における道路法第47条の2に基づく通行許可の確認は下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

- ① 当該車両に関する特殊車両通行許可証
- ② 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証との照合可能な写真を撮影しておくこと）
- ③ 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書 1-1-1-4 0 官公庁等への手続等第3項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第51条 通行許可等

1. 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。
2. 受注者は、運搬計画どおりに運行していることを確認しなければならない。また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

第52条 工期変更

1. 工期は、雨天、休日等137日を見込み、契約の翌日から令和9年1月29日までとする。なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の日数を見込んでいる。

① 準備期間	50日間
②後片付け期間	20日間
② 雨休率（猛暑日補正無し） （実働工期日数に休日と悪天候により作業不能日を見込むための係数）	1.74

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：29日間

過去5か年（2020年～2024年）の気象庁（宇都宮観測所）より年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙様式-16により、工事の始期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

路上工事抑制期間(R8/8/8～R8/8/16、R8/12/26～R9/1/3)

（上記日数は変更の場合がある）

全体工期：契約締結日の翌日から令和9年1月29日まで

※ 契約締結後において、工事の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

2. 著しい悪天候や気象状況より工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第53条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第54条 工事工程表の開示試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合(クロスチェック)を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により、作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した概略工事工程表(別紙ー5)との照合(クロスチェック)を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保の努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第55条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。
工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月(ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く)をいう。
なお、本工事の降雨降雪日は、宇都宮観測所(気象庁のデータ)における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。
2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第56条 個人情報の取扱について

(基本的事項)

1. 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

2. 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

3. 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

(利用及び提供の制限)

4. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写等の禁止)

5. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

6. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 4 号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

(事案発生時における報告)

7. 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(資料等の返却等)

8. ①受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙-4 を発注者に提出しなければならない。

②前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

(管理の確認等)

9. 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

(管理体制の整備)

10. 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

(従事者への周知)

11. 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第 57 条 施工時期及び施工時間の変更

1. 本工事の作業区分は下記によるものとする。

【宇都宮市築瀬地区】

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	区画線工 構造物撤去工 構造物取壊し工 舗装版切断	8:00～ 17:00
夜間作業	上記を除く全ての作業	20:00～ 5:00

【宇都宮市高砂町地区】

作 業 区 分	施 工 区 分	標準作業時間
昼間作業	区画線工	8:00～ 17:00
夜間作業	上記を除く全ての作業	20:00～ 5:00

【宇都宮市雀の宮地区】

作 業 区 分	施 工 区 分	標準作業時間
夜間作業	全ての作業	20:00～ 5:00

【宇都宮市峰町地区】

作 業 区 分	施 工 区 分	標準作業時間
昼間作業	区画線工 構造物撤去工 構造物取壊し工 舗装版切断	8:00～ 17:00
夜間作業	上記を除く全ての作業	20:00～ 5:00

【古河市高野地区】

作 業 区 分	施 工 区 分	標準作業時間
昼間作業	区画線工	8:00～ 17:00
夜間作業	上記を除く全ての作業	20:00～ 5:00

【古河市上片田地区】

作 業 区 分	施 工 区 分	標準作業時間
昼間作業	区画線工	8:00～ 17:00
夜間作業	上記を除く全ての作業	20:00～ 5:00

【上三川町石田地区】

作 業 区 分	施 工 区 分	標準作業時間
夜間作業	全ての作業	20:00～ 5:00

【小山地区】

作 業 区 分	施 工 区 分	標準作業時間
昼間作業	準備費	8:00～ 17:00
夜間作業	全ての作業	20:00～ 5:00

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。各々の標準作業時間には、日々の作業準備時間、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。（当初設計は、上記表のとおりとするが、昼間施工についても検討を行うこと。なお、昼間施工の検討により作業時間が変更となる場合、交通管理者等との協議による工程の見直しが必要となる場合及び現地条件の変更等に伴う作業効率の低下等による工期の延期が必要となる場合は、監督職員と協議することができる。）

また、令和8年8月8日から令和8年8月16日、令和8年12月26日から令和9年1月3日までの期間は路上工事抑制期間となるので、車線規制を必要とする工事は行っていない。

（上記日数は変更の場合がある）

2. 昼間作業における道路使用許可の時間帯は、8時～17時を見込んでいる。
3. 夜間作業における道路使用許可の時間帯は、20時～5時を見込んでいる。
4. 本工事は、働き方改革、熱中症予防の一環として、猛暑期間（7～8月頃）において現場施工を回避（休工や施工時間帯の変更）することについて、監督職員と協議を行うことができる。
なお、現場施工の回避に伴う工期延期については、詳細な工事スケジュールを作成し、必要に応じて設計変更の対象とする。

第58条 概算・概略数量

本工事で見込んでいる宇都宮市築瀬地区および小山地区は、詳細設計については、現在、別途行われているところであり、この成果の引き渡しは令和8年6月下旬を予定している。

第59条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。
2. 新技術の定義
新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。
 - ① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
 - ② 公共工事等において実用段階に達している技術
 - ③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
 - ④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術
3. 対象とする新技術
新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。
 - 1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術
URL <https://www.netis.mlit.go.jp>
 - 2) NETISのテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
 - 3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術
 - 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術
対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「普及促進技術」に該当するものとする。
なお、NETIS掲載期間終了技術は対象外とする。

第60条 新技術の活用(施工者選定型)

1. 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、前条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が前条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたりNETIS申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用はNETIS申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「ーVE」以外のNETIS登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第61条 建設現場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施
「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者(監督員)における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案)R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目
現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

- ①受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により取得した映像及び音声をWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。
- ②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用するPCにて遠隔臨場の映像(実施状況)を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム(ASP)等に登録して保管する。(従来の立会資料の管理と同様とする。)

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」(カメラを手を持って歩きながら撮影)での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19 を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 7 年 1 2 月 1 2 日（国不建第 1 2 1 号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

(8) 通信環境

遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

第 6 2 条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事实施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対処

	工事実施 状 況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 7 年 1 2 月 1 2 日（国不建第 1 2 1 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第 6 3 条 契約後 V E 方式

（定義について）

「V E 提案」とは、契約書第 1 9 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

（V E 提案の意義及び範囲について）

1. 受注者が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

2. 以下の提案は、V E 提案の範囲に含まないものとする。
 - (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 - (2) 契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
 - (3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。
- (V E 提案書の提出について)
1. 受注者は、前項の V E 提案を行う場合は、次に掲げる事項を V E 提案書（別紙様式－ 1 ～ 4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - (1) 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由
 - (2) V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - (3) V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - (4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - (5) 工業所有権等の排他的権利を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項
 - (6) その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項
2. 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
3. 受注者は、前項の V E 提案を契約の締結日より、当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
4. V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。
 - (V E 提案の審査について)
 - 提出された V E 提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E 提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。
 - (V E 提案の採否等について)
 - V E 提案の採否について、原則として、V E 提案の受領後 14 日以内に書面（別紙様式－ 5）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
 - (V E 提案を採用した場合の設計変更等について)
 - (1) V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
 - (2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
 - (3) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。
 - (4) V E 提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E 管理費については、原則として変更しないものとする。
 - (V E 提案の活用と保護について)
 - 評定の結果、当該 V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。
 - (責任の所在について)
 - 発注者が V E 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第 64 条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取り組みを実施することができる。

本取り組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。

また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第59条 新技術活用 2「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評価

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第65条 出来高部分払方式

本工事は部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」〔国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照〕に基づき行うものとする。

第66条 建設業担い手確保・育成貢献の取組

受注者は、自ら立案実施した建設業担い手の確保・育成に関する取組について、工事完成までに様式－1及び様式－2により、監督職員に提出することができる。

第67条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタントに委託している。

第68条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタントに委託している。

また、本工事は施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第69条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号最終改正令和6年12月13日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第１回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。
ただし、立会や打合せ等においてＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第７０条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－１２によるものとする。

第７１条 技術検査

1. 本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は２回以上を原則とする。なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。
2. 中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分（完済を含む）の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。
3. 中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第７２条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の１０書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
 - ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外
3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第７３条 施工箇所が点在する工事

本工事は、施工箇所が点在する工事であり、宇都宮市築瀬地区、宇都宮市高砂町地区、宇都宮市雀の宮地区、宇都宮市峰町地区、古河市高野地区、古河市上片田地区、上三川町石田地区及び、小山地区で施工を行う工事である。

第７４条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行） （受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする

第75条 工事完成図書の納品（電子納品）

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和5年3月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和6年3月）」を参考とするものとする。
2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。
オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。
なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第76条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第 2 章 舗 装（性能規定）

第 7 7 条 適 用

この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。

第 7 8 条 性能を規定する対象範囲

1. 本工事は、車道舗装の性能を規定した試行工事であり、舗装構造について受注者が発注者に舗装構造提案を行い、採否通知による採用を経て施工する工事である。
2. 本工事の性能規定対象範囲は、上層路盤・基層・中間層・表層とする。
3. 契約書第 1 8 条の条件変更が生じた場合は、変更後の条件によって標準的な舗装構造を変更するとともに、それに基づき請負代金額の変更を行うものとする。

第 7 9 条 舗装構造提案の範囲

本工事で受注者が行う舗装構造の提案範囲は、第 8 6 条 車道舗装の性能指標及びその値に定める車道舗装の性能指標及びその値に適合させるものとする。なお、舗装構造提案に伴う工期延長の変更は範囲に含めないものとする。

第 8 0 条 舗装構造提案書の提出

1. 受注者は、前条 舗装構造提案の範囲の舗装構造提案を行うものとし、次に掲げる事項を舗装構造提案書（様式－3～5）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - 1) 第 8 6 条に示す性能指標及びその値に適合する舗装構造提案の内容及び提案理由
 - ① 設定する性能指標及びその値
 - ② 性能を確保する施工範囲（区間等）
 - 2) 舗装構造提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ① 材料仕様（アスファルト混合物事前審査認定証、配合設計書、試験練結果報告書）
 - ③ 施工要領（施工順序、施工方法、施工機械）
 - ③ 施工管理（出来形管理及び品質管理）の試験項目、頻度、試験方法及び管理基準値（規格値）
 - 3) 工業所有権等の排他的権利を含む舗装構造提案である場合その取扱いに関する事項
 - 4) 舗装構造提案が採用された場合に留意すべき事項
2. 受注者は、舗装構造提案による施工に対し、施工管理（出来形管理及び品質管理）の試験項目、頻度、試験方法及び管理基準値（規格値）等を設定し、舗装構造提案書の提出と同時に、発注者に提出しなければならない。なお、施工管理のうち工程管理は、別途提出する施工計画書に記載すること。
3. 発注者は、提出された舗装構造提案書に関する追加的な資料等の提出を受注者に求めることができる。
4. 受注者は前条 舗装構造提案の範囲の舗装構造提案を契約の締結日より、当該舗装構造提案に係る部分の施工に着手する 3 5 日前までに、発注者に提出しなければならない。
5. 舗装構造提案の提出に要するすべての費用は、受注者の負担とする。

第 8 1 条 舗装構造提案の審査

舗装構造提案の審査にあたり、発注者が設計図書に定める車道舗装の性能指標の値に適合させるための提案内容を審査するものとする。

第 8 2 条 舗装構造提案の採否等

1. 発注者は、舗装構造提案の採否について、舗装構造提案の受領後 1 4 日以内に書面（様式－ 6 ）により、受注者に通知しなければならない。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
2. 提出された舗装構造提案が適正と認められなかった場合の前項の通知は、その理由を付して行うものとする。なお、舗装構造提案が適正と認められなかった場合、受注者は舗装構造の再提案を行うものとする。再提案に要するすべての費用は、受注者の負担とする。
3. 舗装構造提案が適正と認められた後、性能規定範囲で契約書第 1 8 条の条件変更が生じた場合において、発注者が舗装構造提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、再提案に要する期間、採否の審査通知期間及び再提案の費用は協議するものとする。
4. 受注者が舗装構造提案を行う前に性能規定範囲で契約書第 1 8 条の条件変更が生じ、標準的な舗装構造の訂正または変更が行われた場合において、受注者は変更後の条件に基づき舗装構造提案を行わなければならない。
5. 受注者は、採用された舗装構造提案及びそれに伴って提出した施工管理（出来形管理及び品質管理）と別途提出する施工計画書に基づき施工するものとする。
6. 双方の責任に帰することができない理由（不可抗力や予測することが不可能な理由等）により、工事の続行が不可能な場合においては、発注者と受注者の間で協議して定めるものとする。
7. 本工事で受注者が行う舗装構造提案の適用は、以下のとおりとする。
表層、中間層（基層）の厚さは、表層は 5 cm、中間層（基層）は 5cm とする。

第 8 3 条 舗装構造提案の保護

舗装構造提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。但し、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。

第 8 4 条 責任の所在（舗装構造提案）

発注者が舗装構造提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。

第 8 5 条 舗装の設計

受注者は、下記設計条件により第 8 6 条 車道舗装の性能指標及びその値に規定する性能指標及びその値に適合する舗装構造及び施工方法等を発注者に提案するものとする。

- 1) 設計は「舗装の構造に関する技術基準」によるものとする。
- 2) 舗装計画交通量は 3 0 0 0 台／日・方向以上とする。

第 8 6 条 車道舗装の性能指標及びその値

性能指標	施工直後の性能指標の値	試 験 方 法	試験頻度
塑性変形 輪数	動的安定度で 3,000 回/mm 以上 ただし、ポリマー改質ア スファルトを使用する場 合で、舗装計画交通量 N6 (一般部) は、3,000 回/mm 以上とする。	締固め度と動的安定度の回帰 曲線から求める。「舗装性能 評価法」のホイールトラッキ ング試験方法、「舗装調査・ 試験法便 覧」のアスファルト混合物の 密度試験方法。	品質管理基準の 「現場密度の測 定」の試験基準 及び摘要と同じ
平たん性	各 車 線 毎 に (σ) 2.4 mm 以下	「舗装性能評価法」の舗装路 面の平たん性測定方法 (3m プ ロフィルメーター試験方法)	各車線毎に全車 線

第 8 7 条 舗装施工直後の性能評価

1. 受注者は、舗装施工直後に前条に規定する性能指標に関して測定を行いその結果を発注者に提出するものとする。
2. 発注者は、前項に基づき提出された性能指標の値について確認を行うものとする。
3. 前条に規定する車道舗装の施工直後の性能指標の値に適合できなかった場合、発注者は受注者に必要な補修を行わせるものとする。
補修の方法は、受注者が発注者に提示し発注者は、現場条件等に照らして決定するものとする。なお、次の事項は性能保持対象外とする。
 - ・交差点部 (車の停止線から交差点内側の車道部分)
 - ・路面標示部
 - ・その他 (橋面部、マンホール部等)
ただし、前述以外で明らかにやむを得ない事情がある場合、受注者は発注者と協議できるものとする。

第 8 8 条 性能規定範囲の施工管理等の実施

1. 前条に基づき施工管理試験を、受注者の負担において実施し、その結果を監督職員に提出するものとする。
2. 監督職員は、工事の施工管理が提案どおりに行われているかどうかの確認をするため、いつでも工事現場または、製造工場等に立ち入りできるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

第 8 9 条 性能の再評価

1. 舗装施工直後の性能が前条 車道舗装の性能指標及びその値の性能指標に適合せず機能回復処置を行った場合、受注者は再測定を行ない、その結果を発注者に提出するものとする。この場合測定に要する費用は、受注者の負担とする。
2. 発注者は、前項で提出された性能指標の値について評価を行うものとする。

第 3 章 材 料

第 9 0 条 モルタル

モルタルに使用するセメントの種類は、普通ポルトランドセメントでセメント量は 530 kg/m³ 以上（または、1 : 3）とする。

第 9 1 条 レディーミクストコンクリート

1. コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

No	使用区分	呼び強度	粗骨材の 最大寸法	水セメント比	セメントの 種類	摘要	参考スランプ ※注1
		N/mm ²	mm	%以下			cm
	排水構造物工 縁石工 標識工	18	25	指定なし	高炉B種		8

ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

※注 1

本工事の特記仕様書、数量総括表及び図面に記載されたスランプは、積算上の参考値である。

現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成 29 年 3 月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。契約後に受発注者間でスランプ値の確認を行い、施工条件等により、協議の上、スランプを指定することができる。

ただし、（1）使用するコンクリートの単位水量、単位セメント量、水セメント比を配合計画書により確認する（2）使用するコンクリートの目標スランプが 12cm を超える場合には、（1）に加え、試し練りを行い材料分離抵抗性を確認すること。

2. コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成 14 年 8 月一部改正）により行うものとする。

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない

なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じ、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

- ・仮設構造物（建設後数年の内に撤去するもの。）
- ・最大高さ 1m 未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。
- ・管（函）渠等（φ 600 未満、600mm × 600mm 未満）の構造物。
- ・道路照明、標識、防護柵等の構造物。
- ・耐久性を期待しない構造物。

3. 本工事では、コンクリートの夜間割増単価を計上していないため、必要な場合には、監督職員との協議の上、設計変更の対象とする。

第 9 2 条 一般瀝青材料

ストレートアスファルトの針入度は下記の通りとする。

用途	針入度	摘要
表層・中間層・基層	40～60	舗装工(車道部)
表層	60～80	舗装工(歩道部)
上層路盤	40～80	舗装工(車道部)

第 9 3 条 加熱アスファルト混合物

受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物（「以下(混合物)」という）で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」および「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

第 9 4 条 舗装

1. 粒状路盤材クラッシャーランは、RC-40とする。
2. 粒度調整路盤材料は、M-40とする。
3. 加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒径は、下記の通りとする。

呼び名	混合物の種類	最大粒径 (mm)	アスファルト量 (%)	適用
RAst	再生瀝青安定処理	40	4.0	車道（上層路盤）
RA①	再生粗粒度アスコン	20	5.0	車道・歩道（基層）
RA②	再生密粒度アスコン	13	5.5	歩道（表層）
RA②	再生密粒度アスコン	20	5.5	歩道（表層）
RA③	再生細粒度アスコン	13	6.5	歩道（表層）
改ⅡA①	改質Ⅱ型粗粒度アスコン	20	5.0	車道（中間層）
改ⅡA②	改質Ⅱ型密粒度アスコン	20	5.5	車道（表層）

第 9 5 条 ポリマー改質アスファルト

1. 配合設計

耐流動対策の配合設計は、骨材粒度範囲の中央値以下を目標にし、75 μ m ふるい通過質量百分率は小さめにする。75 μ m ふるい通過分のうち、回収ダスト分は30%を越えないものとする。最適アスファルト量は、下表のマーシャル基準値を満足するアスファルト量の共通範囲の中央値かそれ以下とする。

安定度 S (kN)	フロー値 F (1/100cm)	空隙率 (%)	飽和度 (%)	S / F (kN/m)
7.35 以上	土木工事共通仕様書による			2500 以上

注) 突き固め回数は75回とする。

耐流動化対策を行う場合は、最適アスファルト量でホイールトラッキング試験を行い、DS値を確認し監督職員の承諾を得るものとする。

DSの目標値は下表のとおりとするが、目標値に達しない場合は、監督職員と協議するものとする。

【宇都宮市築瀬地区】（単位：回／mm程度）

種 別	交通量区分 N6	
	一 般 部	交 差 点 部
表 層	3,000	4,000
基 層	-	4,000

注）上表は、一般部と交差点部の DS の目標値を分けて施工する場合の記載例であり、一般部と交差点部の DS の目標値を同一にする場合は交差点部の DS 値に合わせることにする。

2. 混合

混合時間は、骨材にアスファルトの被覆が十分に行われ、均一に混合できる時間とする。
混合温度は、アスファルトの動粘度が 150～300 センチストークス（セイボルトフロー
ル度 75～150 秒）を示す温度範囲から選ぶことを原則とするが、製品により望ましい温
度が異なるため留意するものとする。

3. 混合物の運搬

混合物の運搬にあたっては、十分な保温措置を施すものとする。

4. 敷均し・転圧

混合物の舗設は、通常のアスファルト混合物より高い温度で行う必要があり、しかも製
品により望ましい温度が異なるため、特に温度管理に留意し、速やかに敷均しを行い十分
に転圧を行うものとする。

5. 施工計画

一般部、交差点部の標準的な 1 日当りの施工工程を施工計画に記載するものとする。なお、
作成にあたり、夏期においては初期わだち掘れに影響を与える交通開放温度に、冬期におい
ては締固め度に影響を与えるアスファルト混合物の温度低下に留意するものとする。

第 96 条 区画線

1. 塗装厚は、下表のとおりとする。

幅 (cm)	厚 (mm)	摘 要
15 30 45	1.5	夜間の視認性が優れたもの。

2. 設置様式は別添 2 のとおりとする。

第 97 条 道路標識

標示板に用いる反射シートは、カプセルレンズ型（広角プリズムレンズ型）で書体・図案は、
監督職員の承諾を得て製作するものとする。

第4章 一般施工

第98条 歩道舗装

1. 本工事の施工にあたっては、低騒音、低振動型の建設機械を使用するものとする。
2. 工事を行う際は舗装切断を行うなど適切な措置を行うものとする。
3. 施工にあたり、横断方向の勾配は2%を標準とする。縦断方向の勾配は5%以下とするが、沿道の状況等によりやむを得ない場合には8%以下とすることができる。また、交通の支障とならないようにするものとする。なお、縦断勾配を設ける箇所には、横断勾配は設けないものとする。段差箇所付近には、「段差あり」の標識を設置しなければならない。
4. 工事着手前に工事区域内及びその周辺について状況調査を実施し、現状を十分に把握しておくこと。
5. 本工事区画内の境界杭・境界鉄について調査を行い、破損等がある場合には監督職員と協議するものとする。
6. 歩道の施工に際しては、車椅子等の通行を考慮し、極力勾配を少なくするよう段差・切下げ等について配慮すること。（別添－3－1～3－4）
なお、詳細については監督職員と協議するものとする。
7. 横断勾配箇所は、車椅子等の通行を考慮し、横断勾配の低減を行い配慮すること。
8. 横断歩道等に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2cmを標準とするものとする。
9. 詳細については、監督職員と協議するものとする。

第99条 防護柵設置工における出来形確保対策について

1. 受注者は、防護柵設置工の出来形管理方法について、防護柵設置工着手前に監督職員と協議しなければならない。
2. 受注者は、支柱の建て込み時に現地の状況等により建て込みが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
3. 受注者は、防護柵の所定の根入れ長を確保するため、非破壊試験による出来形管理を行う。

ただし、以下の場合はビデオカメラによる出来形管理とすることができる。

- (1) 防護柵が「非破壊試験による鋼製防護柵の根入れ長測定要領（案）」（以下「測定要領（案）」という。）[国土交通省HP <http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html> 参照]の適用範囲外の場合
 - (2) 受注者が測定機器を調達できない場合
 - (3) 測定機器が測定要領（案）で定める性能基準を満たさない場合
 - (4) 非破壊試験による出来形管理が妥当ではないと判断される場合
 - (5) その他非破壊試験によって出来形管理ができない場合
4. 非破壊試験による出来形管理にあたっては、測定要領（案）に従う。
 5. ビデオカメラによる出来形管理にあたっては、以下の状況をビデオカメラにより全本数分撮影する。
 - (1) 支柱建て込み前の根入れ長測定状況
 - (2) 支柱建て込み直前（機械セット時）から建て込み完了まで連続撮影なお、撮影したビデオテープ等の記録媒体は施工確認書（別紙様式－13）とともに監督職員へ提出する。
 6. これらに定められていない場合は、監督職員と協議する。
 7. 非破壊試験費用は見込んでいないが、監督職員と協議のうえ非破壊試験による出来形管理を行うこととした場合は設計変更の対象とする。

第100条 路面標示シール

宇都宮高砂町地区で計画している、路面標示シール「車に注意（220×1000）」の材料費、施工費とも見込んではいない。

施工にあたっては、受注者は見積を徴収し、監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

第101条 ポールコーンガイド

宇都宮築瀬地区で計画している、ポールコーンガイド（H＝650）の材料費、施工費とも見込んではいない。

施工にあたっては、受注者は見積を徴収し、監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

第102条 車両感知器移設・規制標識（小型）移設

宇都宮市築瀬地区の施工に際しては、別途提示する詳細設計成果をもとに行うものとするが、詳細設計において、車両感知器移設・規制標識（小型）移設が必要となった場合には、時期についての協議を、交通管理者とおこなうものとする。

協議に伴い、移設費用が発生した場合には、受注者は、見積を徴収し、監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

第103条 標識板取付金具

宇都宮築瀬地区で計画している、小型標識（3）の標識板取付金具（φ101.6用 9組）の材料費は見込んではいない。

施工にあたっては、受注者は見積を徴収し、監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

第104条 路面標示「自転車注意」、自転車ピクトグラム

宇都宮市築瀬地区で計画をしている、路面標示「自転車注意」、自転車ピクトグラムについての施工費は計上していない。

施工にあたっては、受注者は見積を徴収し、監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

第5章 道路修繕

第105条 路面切削工

1. 切削後の基準高の変更は、行わないものとする。
2. 縦断方向の段差は原則としてつくってはならない。やむを得ず施工する場合は、交通に支障のないよう摺付を行うものとする。
3. 段差箇所付近には「段差あり」の標識を設置しなければならない。
4. 本工事では、切削機械の運搬費及び運搬距離について下表のとおり見込んでいる。

【宇都宮市築瀬地区】

名称	規格	運搬基準点	施工箇所中間点	運搬距離 (km 以下)	片道運搬 (回)
切削機械	2m、29t	栃木県庁	栃木県宇都宮市築瀬地先 (上下線)	3.0km	2

第106条 オーバーレイ工

横断測量は、20m間隔に行うものとする。

第6章 その他

第107条 全国道理想設点検データベース（舗装）への登録

1. 受注者は、必要に応じ管理運営団体の定める方法によりユーザー登録を行った上で、舗装工事のデータを、全国道理想設点検データベース（舗装）（以下「点検DB（舗装）」）に登録する。登録するデータは、「道路舗装データベース 登録・利用マニュアル」によるものとし、事前に監督職員と協議しなければならない。登録するデータに係る権利は、第109条に定めるとおりとする。なお、点検DB（舗装）の管理運営団体に支払う登録料については契約変更の対象とする。

また、上記マニュアルは、全国道理想設点検データベース（舗装）の管理運営団体のホームページ（https://www.jice.or.jp/pavement_db/）で閲覧できる。

2. 受注者は、状況写真や地形図を含む一般図などの画像データ等において、個人情報が表示されないよう加工を施したものを使用するとともに、点検DB（舗装）へ登録するデータに個人情報が含まれないことを確認しなければならない。また、登録するデータに個人情報が含まれないことを確認する手法について施工計画書に明記し、個人情報が含まれないことを確認した書類として「別紙－7」に示すチェックリストを提出すること。

なお、受注者と発注者の双方がチェックリストにより、個人情報が含まれないことを確認した後でなければ、データ登録を行ってはならない

第108条 登録するデータに係る権利

1. 本工事の成果として点検DB（舗装）へ登録されるデータ及びこれに係る特許、実用新案登録、意匠登録等を受ける権利及び当該権利に基づき取得する産業財産権並びに著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）その他の知的財産権（ノウハウ等に関する権利を含む。）は、すべて登録・確定と同時に発注者に帰属する。
2. 点検DB（舗装）へ登録されるデータに係る知的財産権のうち、受注者又は第三者が従前から保有していた知的財産権が含まれる場合、受注者は、発注者、発注者が指定する者及び点検DB（舗装）を利用する者（以下「発注者等」という。）に対し、当該知的財産権の利用を許諾し、又は許諾させるものとする。
3. 受注者は、自ら（受注者に所属する者を含む。）又は第三者をして、発注者等に対し、点検DB（舗装）へ登録されるデータを構成する著作物に係る著作権者人格権を行使せず又は行使させない。
4. 前三項の場合において、受注者は、発注者に知的財産権を帰属させ若しくは発注者が適法に知的財産権を行使するため、又は発注者等による点検DB（舗装）の運用及び利用のために必要となる一切の手続（第三者からの許諾取得を含む。）を履践するものとする。
5. 発注者及び受注者は、前四項に定める権利の帰属及び不行使並びに手続履践の対価が委託料に含まれることを相互に確認する。
6. 受注者は、点検DB（舗装）へ登録されるデータが知的財産権を含む第三者の権利を侵害しないことを表明及び保証し、受注者がかかる表明保証に違反したことにより発注者が第三者から訴訟を提起され又は権利を主張される等の紛争が生じた場合には当該紛争の解決に協力するとともに、発注者に生じた損害、損失及び費用（合理的な範囲の弁護士費用を含む。）について、発注者に対してこれを補償するものとする。

第109条 舗装台帳

舗装台帳等の資料作成は、監督職員の指示により作成し、工事完成時に下記の資料を提するものとする。

提出資料 各2部（原稿1部、コピー1部）

- （1）舗装台帳
- （2）舗装施工データシート（別紙様式－14－1～14－2）
- （3）舗装施工概略図
- （4）位置図（1／50，000）

(5) 平面図 (完成平面図)

第 110 条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第 111 条 道路施設基本データの作成

本工事完成時には、以下に示す「道路施設基本データ」を作成し、監督職員に提出するものとする。ただし、本工事に該当しない施設の基本データは作成しないものとする。

なお、完成後でも、発注者は受注者に対して、「道路施設基本データ」の内容について、説明を求める事がある。

1. 道路施設基本データの種類

区分	施設番号	施設名	区分	施設番号	施設名
道路構造	C020	縦断勾配	付 属 物 及 び 付 属 施 設	E060	道路情報板
	C030	平面線形		E070	交通遮断機
	C050	舗装		E080	I. T. V
	C060	道路交差点		E090	車両感知器
	C070	鉄道交差点		E100	車両諸元計測施設
	C080	歩道及び自転車歩行者道		E110	気象観測施設
	C090	独立専用自歩道		E120	災害予知装置
	C100	中央帯		E130	自動車駐車場等
	C110	環境施設帯		E140	自転車駐車場
構造物	D010	橋梁		E150	雪崩防止施設
	D020	橋側歩道橋		E160	落石防止施設
	D030	横断歩道橋		E170	消雪パイプ
	D040	トンネル		E180	ロードヒーティング
	D050	洞門		E190	除雪ステーション
	D060	スノーシエット		E200	防災備蓄
	D070	地下横断歩道		E210	共同溝
	D080	道路 BOX 等		E220	CAB 電線共同溝
	D090	横断 BOX 等		E230	植栽
	D100	パイプカルバート		E240	遮音施設
	D120	擁壁		E250	遮光フェンス
	D130	スノーシェルター		E270	流雪溝
	E010	防護柵		E310	防雪林
	E020	道路照明		E320	路側放送
	E030	視線誘導標(反射式)		E330	光ケーブル施設
	E040	視線誘導標(自光式)		E340	道路反射鏡
	E050	道路標識		E350	ビーコン

2. 道路施設基本データの作成は、別に定める『道路管理データベース データ作成マニュアル(案)』によるものとする。
3. 道路施設基本データは、『道路施設基本データ作成システム』で作成する。
4. 道路施設基本データ作成にあたって工事番号は、CORINS登録時の「工事契約コード番号」とする。
5. 道路施設基本データに係わる以下のものを電子データにて提出すること。
 - (1) 道路施設台帳作成総括表
 - (2) 道路施設基本データ総括表

- (3) 道路施設基本データ一覧表
- (4) 道路施設台帳チェックシート
- (5) 「道路工事完成図等チェックプログラム」によるチェック結果
- (6) 「電子納品チェックプログラム」によるチェック結果
- (7) 工事数量総括表

第 1 1 2 条 「問合せ番号」及び「路上規制情報システム」

受注者は、「路上規制情報提供システム」への入力を行うものとし、別途監督職員が通知する「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲示するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 1 1 3 条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

以上

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	□他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 □ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 □ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 □ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第 57 条 第 52 条 第 52 条
用地関係	□ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 □ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 □ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 □ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 □ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 ■ 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 □ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	第 47 条 第 48 条
安全対策関係	□ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 □ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 □ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 ■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 □ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	第 40 条、第 41 条
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 □ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 □ 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 仮道路を設置する場合。 □ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 □ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 □ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	
仮設備関係	□ 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 □ 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 □ 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	☐ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 ☐ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 ☒ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第26条、第27条
工事支障物件等	☐ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 ☐ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	
薬液注入関係	☐ 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 ☐ 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	☐ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 ☐ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 ☐ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 ☐ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 ☐ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 ☐ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 ☐ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 ☐ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 ☐ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	

別紙様式－0－1

【低価格理由とその詳細】

番号	低価格理由	低 価 格 理 由 の 詳 細 内 容
①	資材費の低減	生石灰、セメント系固化材を材料納入品協力会社から7%引きで購入。コンクリート2次製品は19%引きで購入。生コンクリートはグループ会社から20%引きで購入
②		
③	機械経費の低減	自社保有の建設機械車両(全100台)を使用。ダンプトラック運搬はグループ会社を中心に使用し運賃を削減。
④		
⑤	作業効率の向上	現場経験豊富な熟練したオペレータによるロスのない重機作業。仕上がり精度の高い法面整形。補助労務を必要としない程丁寧な仕上りの床堀作業。
⑥	下請業者の協力	施工協力会社に植生基材吹付工を外注し、設計想定より10%引きとする。
⑦	経費の低減	冬期間においても会社から現場まで45分程度で到着する。
⑧	現場管理費の低減	パソコン、デジカメ、プリンタ、仮設資材等を所有している。
⑨	安全資機材の低減	安全標識類を所有している。
⑩	本支店経費の低減	役員報酬、事務員給料を未計上。
⑪		
⑫	受注実績の取得	国交省発注工事の受注実績の取得
⑬		
⑭	その他	作業員の雇用確保、重機械の稼働率向上

【比較表－1】

積算内訳書の比較表

記入要領	積算内訳書の比較表									
	1) 見積り等積算根拠を示すものがあれば添付する。 2) 数量総括表に対応する内訳書にして下さい。 3) 入札時の元請(当初予定)欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認して下さい。 4) 工事完成時の元請(完成時実績)、官積算(最終)欄は、それぞれ調査票の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等および工事価格と合致するか確認して下さい。 5) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。									
	〇〇道路改良工事									
	工事名	単位	入札時			工事完成時			備考	
工事区分・工種・種別			官積算(予定価格)※		元請(当初予定)	元請(完成時実績)		元請/官積(%)		
			数量	金額		数量	金額			
道路土工		式	1		1	1			1	
地盤改良工		式	1		1	1			1	
法面工		式	1		1	1			1	
カルパバート工		式	1		1	1			1	
排水構造物工		式	1		1	1			1	
構造物撤去工		式	1		1	1			1	
仮設工		式	1		1	1			1	
直接工事費		式	1		1	1			1	
共通仮設費		式	1		1	1			1	
共通仮設費		式	1		1	1			1	
純工事費		式	1		1	1			1	
現場管理費		式	1		1	1			1	
工事原価		式	1		1	1			1	
一般管理費		式	1		1	1			1	
基礎工		式	1		1	1			1	
工事価格		式	1		1	1			1	

【比較表－2】

内 訳 書 に 対 す る 明 細 書 の 比 較 表

記 入 要 領	内 訳 書 に 対 す る 明 細 書 の 比 較 表													
	1) 本様式は、比較表-1に対する明細を記入することとする。さらにその明細が必要な場合は、本様式を使用しその詳細が明確になるようにする。 2) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。													
	○道路改良工事													
工 事 名	工 事 完 成 時													
	官積算(予定価格)※			元請(当初予定)			元請(完成時実績)			官積算(最終)※			備 考	
	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額		
道路土工	式	1		1			1			1				
掘削工	〃	1		1			1			1				
掘削(土砂)	m3	39,300		39,300			35,800			1				
掘削(軟岩)	〃	2,250		2,250			0			1				
路体盛土工	式	1		1			1			36				
路体(流用土)	m3	4,100		4,100			10,600			14				
法面整形工	式	1		1			1			30				
法面整形(切土部)	m2	5,920		5,920			5,010			9				
法面整形(切土部)	〃	250		250			0			1				
法面整形(盛土)	〃	330		330			160			11				
地盤改良工	式	1		1			1			1				
安定処理工	〃	1		1			1			1				
基礎安定処理 45kg/m3	m2	1,000		1,000			0			1				
〃 53. 6kg/m3 t=0.5m	〃	0		0			115			1				
〃 53. 6kg/m3 t=0.8m	〃	0		0			785			2				
路体安定処理 30kg/m3	m3	4,100		4,100			0			2				
路体安定処理 33kg/m3	m3	0		0			13,100			200				

【比較表－6】

労務者の確保計画の比較表

記入要領	労働者の確保計画の比較表									
	入札時(当初の予定)			工事完成時(実績)			※官単価(最終)	備考		
工事名	職種	単価	員数	下請け会社との関係 下請け会社名等	単価	員数	下請け会社との関係 下請け会社名等			
道路土工、地盤改良工	オペレーター	(17,000)	(320)	自社		472	自社	17,716		
		17,000	220	〇〇運輸(株) 同族会社		102	〇〇運輸(株) 同族会社	17,716		
排水構造物工	オペレーター 普通作業員	(17,000)	(60)	自社			自社	17,716		
		(15,000)	(225)	自社		138	自社	14,626		
植生工	法面工	18,000	225	協力会社 〇〇防災(株)		113	協力会社 〇〇防災(株)	18,746		
		(15,000)	(7)	自社		20	自社	14,626		
仮設工	普通作業員									

記入要領

- 1) 職種名は例示したもので、該当する職種名に変更して記入して下さい。
- 2) 世話が、他の職種または他の工事と兼任している場合、正当な人数になるように按分して下さい。
- 3) (例)として記入したものは記入例なので、この記入例を消去して使用して下さい。

[illegible]

工事費内訳

注)消費税抜で記入してください

金額単位:千円

費目	品名・品目等	元 価	元 注	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11										
				合計	〇〇建設	〇〇建設	〇〇建設	〇〇建設	〇〇建設	〇〇建設	〇〇建設	〇〇建設	〇〇建設	〇〇建設
1	(1) 直接工事費	50,072	17,000	33,983	20,314	1,441	4,600	2,550	0	0	0	0	0	159
(1)	材料費	25,367	13,637	11,900	5,367	137	4,954	997	0	0	0	0	0	0
(2)	労務費	15,232	0	15,232	9,240	1,248	2,826	1,720	0	0	0	0	0	139
(3)	機械運搬費等	4,531	7,841	6,785	5,704	56	870	136	0	0	0	0	0	20
(4)	立ち退き等取壊修理・修繕費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5)	直接経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A	特許使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	労務費力使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(6)	材料費	747	724	13	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	間接工事費	19,693	11,896	7,787	1,089	759	3,320	1,080	1,009	320	283	0	0	0
(1)	共通費	8,069	4,710	3,359	1,889	120	452	0	888	0	0	0	0	0
A	建設費	2,390	70	2,310	1,700	120	440	0	0	0	0	0	0	0
1	A 建設費	230	70	160	80	80	40	0	0	0	0	0	0	0
2	2 仮設材①	100	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	3 仮設材②	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	4 仮設材③	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	5 仮設材④	150	70	80	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	6 仮設材⑤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	7 仮設材⑥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	8 仮設材⑦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	9 トンネル用スライトセンター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	10 その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	B 建設機械の共通費	1,120	0	1,120	960	60	400	0	0	0	0	0	0	0
1	① 自走・自走自動車等	1,080	0	1,080	820	80	400	0	0	0	0	0	0	0
2	② 自走自動車による運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	③ 自走自動車による運搬	40	0	40	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	④ 自走自動車による運搬	1,010	0	1,010	1,010	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C	C 建設機械の共通費	960	0	960	960	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	① 自走・自走自動車等による運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	② 自走・自走自動車による運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	③ 自走・自走自動車による運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	④ 自走・自走自動車による運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D	D 現場内小運搬	699	699	0	0	0								
A	A 準備・測量等	673	673	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	B その他	26	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ハ	事業場外防止施設費	1,312	451	922	24	0	0	0	888	0	0	0	0	0
	安全配慮費 (建設工事公営災害防止対策要綱)に ついて選択													
A	A 安全費	147	123	24	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	工事区域内全般の安全管理上の観 念(あるいは施設等に要した費用(注 記の取扱いを要するものを))	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
①	① 安全・衛生に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②	② 労働者の保護費等の費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③	③ 高圧・電線、埋設管、防犯、(注)等 等の安全管理上の観念(注記に要 した費用(注記の取扱いを要するものを))	102	102	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④	④ 労働者等に対する安全上の観念に 要した費用	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤	⑤ 危険な作業の予防に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥	⑥ 河川・湖沼工事における取扱いに 要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦	⑦ 労働作業の予防に要した費用	24	0	24	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧	⑧ 天候・気象等における取扱いに 要した費用	15	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨	⑨ 安全用品等の費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩	⑩ 安全委員会等に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	車上・交通等(運輸)発生工事における 安全・交通費(輸送、搬入、搬出費)に 要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	B 交通運搬費等	998	0	998	0	0	0	0	998	0	0	0	0	0
C	C 交通運搬安全管理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D	D 安全費	324	324	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
E	E 高圧作業予防	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F	F 軌道安全確保(警戒等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
G	G フォール・転落費	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H	H その他	159	159	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ハ	ハ 仮設工事費	159	159	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A	A 土壌の掘上費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	B 掘上費用等基本料	2,720	2,682	12	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ハ	ハ 仮設工事費	89	89	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A	A 品質管理費等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	B 特別な品質管理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C	C 取壊費等費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D	D 仮設工事(仮設内仮設)に要した費用	320	320	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
E	E 各種運搬費	12	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F	F 各種仮設費	1,999	1,999	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
G	G その他	766	766	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ハ	ハ 仮設工事費	224	224	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A	A 仮設費	100	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	B 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C	C 仮設費	115	115	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D	D 仮設費	65	65	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
E	E 仮設費	254	254	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F	F 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
G	G 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H	H その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ハ	ハ 仮設工事費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
チ	チ その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	仮設期間経費(電気工事、天ケーブル工事 の仮設)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)	間接費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3)	現場管理費	11,614	7,186	4,428	-303	639	2,789	1,080	111	320	283	0	0	0
イ	イ 労務管理費	523	183	345	20	161	151	0	2	0	0	0	0	0
ロ	ロ 安全・衛生に要した費用	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A	A 安全・衛生に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	B 労務管理費に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ハ	ハ 仮設費	64	47	17	15	2	0	0	0	0	0	0	0	0
ニ	ニ 労務管理費(電気工事・ケーブル工事の 場合は、仮設費)	8,067	4,911	3,456	1,081	288	288	0	214	0	0	0	0	0
ハ	ハ 仮設費	208	208	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
イ	イ 仮設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
①	① 火災保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②	② 火災保険	89	0	89	89	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③	③ 火災保険	109	0	109	109	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④	④ 火災保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤	⑤ 火災保険	10	0	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥	⑥ 火災保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦	⑦ 火災保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧	⑧ 火災保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨	⑨ 火災保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩	⑩ 火災保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑪	⑪ 火災保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑫	⑫ 火災保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑬	⑬ 火災保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑭	⑭ 火災保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑮	⑮ 火災保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑯	⑯ 火災保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑰	⑰ 火災保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑱	⑱ 火災保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑲	⑲ 火災保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑳	⑳ 火災保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㉑	㉑ 火災保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㉒	㉒ 火災保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㉓	㉓ 火災保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㉔	㉔ 火災保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㉕	㉕ 火災保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㉖	㉖ 火災保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㉗	㉗ 火災保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㉘	㉘ 火													

工事関係書類一覧表（作成書類の種類、紙と電子の区分の事前協議用）

作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	工 事 関 係 書 類	工事関係書類の 標準様式（案） （様式No.）	書類作成者		受注者書類作成の位置付け				工事書類作成の ための事前協議		備 考
						発注者	受注者	監督職員 課	契約担当 課	発注担当 課	提示	監督職員 （連絡）	監督職員 （納品）	
工事着手前	契約書	1	工事請負契約書		－	○								○
		2	共通仕様書		－	○								○
		3	特記仕様書		－	○								○
		4	発注図面		－	○								○
		5	現場説明書		－	○								○
		6	質問回答書		－	○								○
		7	工事数量総括表		－	○								○
	設計図書	8	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式－1		○		○					○
		9	請負代金内附書	工事請負契約書第3条1項	様式－2		○		○					○
		10	工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式－3		○		○					○
工事着手中	契約関係書類	11	建設共掛金収納書	建設業退職金共済制度の普及徹底に関する指図について(H11.3.31付建設省厚労発第22号) 共通仕様書1-1-1-40-5	様式－4		○		○					○
		12	建設共掛金受払簿	建設業退職金共済制度の普及徹底に関する指図について(H11.3.31付建設省厚労発第22号)	－		○			○				○
		13	請求書（前払金）	工事請負契約書第34条1項	様式－5		○		○					○
		14	VE提案書（契約後VE時）	契約後VE方式の施行に係る手続者について(H13.3.30付国管地第24号、国管技第79号、国管計第81号）	様式－6		○			○				○
		15	登録内容確認書	共通仕様書1-1-1-5	－		○				○			
		16	品質保証通知書	共通仕様書3-1-1-8-(5)	様式－7		○		○					
		17	再生資源利用計画書 （建設資材搬入工事用－ 建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1-1-1-18-4	－		○		○					
		18	建設副産物搬出工事用－ 建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1-1-1-18-5	－		○			○				
		19	建設リサイクル法に基づく通知書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条	－		○							
		20	施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1	－		○		○					
工事完了後	その他	21	総合評価計画書	総合評価落札方式の実施について(H12.9.20付建設省厚労発第30号)	－		○		○					
		22	ISO9001品質計画書	工事におけるISO9001認証取得を活用した監査業務の取扱いについて(H16.9.1付国管地第21号、国管技第117号、国管計第65号)	－		○		○					
		23	設計図書の照会確認資料 （契約書18条に該当する事実があった場合）	設計図書の照会確認資料 （契約書18条に該当する事実があった場合）	－		○		○					
		24	設計図書の照会確認資料 （契約書18条に該当する事実がない場合）	共通仕様書1-1-1-3-2	－		○				○			

工事関係書類一覧表（作成書類の種類、紙と電子の区分の事前協議用）

作成時期	種別	No.	工事関係書類		工事関係書類の標準様式（案） （様式No.）	書類作成者		受注者書類作成の位置付け				工事書類作成のための事前協議		備考
			書類名称	書類作成の根拠		発注者	受注者	監督職員 契約担当課	発注担当課	提示	その他 監督職員（連絡） 監督職員（納品）	電子☆	紙◎	
工事着手前	① 設計図書	25	工事測量成果表（仮BM及び多角点の設置）	共通仕様書1-1-1-37-1	—		○	○						
		26	工事測量結果（設計図書との照合） （設計図書と差異有分）		—		○	○						設計図書と差異があった場合のみ提出する。
		27	工事測量結果（設計図書との照合） （設計図書と一致）		—		○		○					設計図書と一致している場合は提示とする。
	② 施工体制	28	施工体制台帳	施工体制台帳に係る書類の提出について（H13.3.30中国官技第70号、国営技第30号、国港建第112号、国空建第68号） 共通仕様書1-1-1-10-1	様式ー8		○	○						
		29	施工体系図		様式ー8		○	○						
		30	工事打合せ簿（指示）		様式ー9	○								
	③ 施工管理	31	工事打合せ簿（協議）	共通仕様書1-1-1-2-21	様式ー9		○	○						
		32	工事打合せ簿（承諾）	共通仕様書1-1-1-2-21	様式ー9		○	○						
		33	工事打合せ簿（提出）	共通仕様書1-1-1-2-21	様式ー9		○	○						
		34	工事打合せ簿（報告）	共通仕様書1-1-1-2-21	様式ー9		○	○						
施工中	④ 施工状況	35	工事打合せ簿（通知）	共通仕様書1-1-1-2-21	様式ー9		○	○						
		36	関係機関協議資料 （許可後の資料）	共通仕様書1-1-1-35-3	—		○			○				許可後の資料については提示とする。 ただし、監督職員から請求があった場合は提出する。
		37	近隣協議資料	共通仕様書1-1-1-35	—		○			○				監督職員から請求があった場合は提出する。
	⑤ 工事関係書類	38	材料確認書	共通仕様書2-1-2-1	様式ー10		○	○						設計図書で指定した材料がある場合に提出する。
		39	材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	—		○			○				設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。

工事関係書類一覧表（作成書類の種類、紙と電子の区分の事前協議用）

作成時期	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	工事関係書類の標準様式(案)(様式No.)	書類作成者		受注者書類作成の位置付け					工事書類作成のための事前協議		備考
						発注者	受注者	提出	提示	監督員 （連絡）	監督員 （納品）	その他	電子☆	紙◎	
工事完成時	工事書類	建設材料・資材用品	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-16-3	様式－25	○		○					—	◎	支給品を受領した場合に提出する。
				共通仕様書3-1-1-6-2	様式－26	○		○					—	◎	建設機材の貸与がある場合に提出する。
				工事請負契約書第15条3項	様式－27	○		○					—	◎	建設機材の貸与がある場合に提出する。
				工事請負契約書第15条3項	様式－27	○		○					—	◎	建設機材の貸与がある場合に提出する。
		現場発生品	現場発生品調書	共通仕様書1-1-1-17	様式－28	○		○					—	◎	現場発生品がある場合に提出する。
				共通仕様書3-1-1-6-3	—	○		○					—	◎	中間技術検査、既済部分検査等の際に提出する。
		その他	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-18-2	—	○			○						産業廃棄物を搬出した場合に提示する。
				公共工事等における新技術活用の促進について(H22.2.5付国官総第277号、国官技第286号)	—	○		○							新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。
		契約関係書類	完成通知書	工事請負契約書第31条1項	様式－29	○		○						◎	
				工事請負契約書第31条4項	様式－30	○		○						◎	
工事完成時	工事書類	品質管理書類	品質管理図表	工事請負契約書第32条1項	様式－5	○		○						◎	
				共通仕様書1-1-1-23-8	様式－31	○		○							施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。
				共通仕様書1-1-1-23-8	様式－32	○		○							施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 品質の測定位置が分かるように略図を記載する。
				共通仕様書3-1-1-8-(1)	様式－33	○		○							契約図書で規定された場合に提出する。
		写真	工事写真	共通仕様書1-1-1-23-8	—	○		○					☆	—	工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準(案)を適用する。 電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき提出する。(紙の工事写真等は提出不要)
				総合評価実施報告書	—	○		○							総合評価落札方式を適用して契約した場合に提出する。
		工事完成図書	イメージアップの実施状況(説明資料)	共通仕様書3-1-1-16	様式－34	○		○							イメージアップ対象工事の場合、具体的内容、実施時期について施工計画書に含め提出するとともに、実施状況について工事写真に含め提出する。
				共通仕様書1-1-1-19	—	○					○		☆	◎	創意工夫、地域社会への貢献等を実施した場合に提出する。 電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、電子成果品及び紙の成果品で納品する。
		その他	再生資源利用実施書－建設資材搬入工事用－	共通仕様書3-1-1-19	—	○					○		☆	◎	電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、電子成果品及び紙の成果品で納品する。
				共通仕様書1-1-1-18-6	—	○		○							該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
工事完成後	その他	低入札価格調査(間接工事費等諸経費動向調査票)	再生資源利用促進実施書－建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1-1-1-18-6	—	○		○							該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
				共通仕様書1-1-1-12-5-(3)	—	○		○					—	◎	「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 か ら (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※工事の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工期の始期及び終期）を記載する。

概略工事工程表

工事名 R7 国分寺出張所管内交通安全対策その2工事

別紙-5

工 種	単位	数量	令和8年							令和9年		備 考
			6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月		
準備	式	1										50日
②宇都宮市高砂町地区 小型標識(2)	基	1										1班
道路照明設置	基	1										1班
溶融式区画線	m	96										1班
①宇都宮市榮瀬地区 構造物撤去	式	1										1班
L型側溝	m	72										1班
アスファルト舗装	m2	98										1班
切削オーバーレイ	m2	1,332										1班
草線分権標	本	33										1班
溶融式区画線	m	730										1班
④宇都宮市峰町地区 構造物撤去	式	1										1班
アスファルト舗装	m2	5										1班
小型標識	基	5										1班
薄層カラー舗装	m2	354										1班
溶融式区画線	m	169										1班
⑤古河市高野地区 視線誘導標	基	3										1班
溶融式区画線	m	110										1班
⑥古河市上片田地区 薄層カラー舗装	m2	358										1班
溶融式区画線	m	334										1班
⑦上三川町石田地区 薄層カラー舗装	m2	120										1班
⑧小山地区 ガードレール	m	1,000										1班
③宇都宮市省の宮地区 地先境界ブロック	m	176										1班
アスファルト舗装	m2	580										1班
後片付け	式	1										20日
制約条件												・道路工事実施計画 ・6月下旬完了予定
路上工事抑制		-										R8/8~8/16、R8/12/26~R9/1/3

(余給期間制度(フックス)の活用について)
本工事は、宇都宮市田舎小工務所行休日の確保を図るため、事前に建築資材、労働者確保等の準備を行うことができる余給期間を設定した工事であり、発注者があらかじめ設定した全休工期(余給期間と工期を合わせた期間)の内で、受注者は工事の始期と終期を生員に指定することになります。
なお、工事の始期までの余給期間は、監視技術者等の配置が不要となります。

証明書

工事（業務）名：_____

受注業者：_____

証 明 者：_____

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。
連絡先は2以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：_____

担当者（会社名・部署名・氏名）：_____

連絡先1：_____

連絡先2：_____

（※証明者について

工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。

業務については、「管理技術者」が行うものとする。）

【遠隔臨場に関する基礎調査様式】

●基本情報

工事名	
会社名	
担当者名	
連絡先	
アドレス	

●遠隔臨場を適用した項目

No.	適用種別 (選択)	工 種 (自由記述)	細 別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	画像確認	矢張り工	銅矢張り	打込時	長さ	・検尺及び目視確認が可能だったため ・確認頻度が多くあり、現場作業の調整の効率化を図るために実施	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場を適用せず、従来の現場臨場とした項目

No.	適用種別 (選択)	工 種 (自由記述)	細 別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	画像確認	掘削工		土質の変化した時	土質、変化位置	・土(岩)質の確認は映像では困難のため	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場に使用した機器

No.	機器構成 (選択)	遠隔臨場システムの名称 (自由記述)	遠隔臨場システムのメーカー名 (自由記述)	監視職員PCとのセキュリティ上の通信可否 (つながる or つながらない)
記入例	パッケージシステム	Generation-eye	(株) Albs	つながらない

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

様式－ 6 (1)

年月日：

V E 提 案 書

(発注者) 殿

(受注者)

工事請負契約書第 1 9 条の 2 に基づき V E 提案書を提出いたします。

工事件名：		連絡者
契約締結日：		氏 名
		T E L
		F A X
V E 提案の概要		
注) 記入欄が不足する場合には、様式－ 6 (1) の 2 として追記して下さい。なお、概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです。		
番 号	項 目 内 容	概算低減額：千円
概 算 低 減 額 合 計		

様式ー6(2)

番 号	項 目 内 容
(1) 設計図書の定める内容と、VE提案の内容の対比	
【現状】 ----- 略図等	【改善案】 ----- 略図等
(2) 提案理由	
(3) VE提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）	
(4) 品質保証の証明（品質保証書の添付等）	
(5) その他	

様式－６（４）

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

（１）工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

（２）ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）

令和 年 月 日 号

VE提案採否通知書

〇〇〇〇 殿

支出負担行為担当官
〇〇地方整備局長 印

特記仕様書「〇 VE提案について」に基づき、平成 年 月 日付けで提出されましたVE提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工 事 件 名 : 契約締結日 :		VE提案項目数 : 採用項目数 : 不採用項目数 :
VE提案に対する「採否」及びその理由		
番 号	項 目 内 容	概算低減額：千円

(注) 採否に関する問い合わせ先

(案)

様式－ 1

担い手確保・育成に関する実施状況（概要報告）

工 事 名	〇〇工事	受注者名	△△建設(株)
項 目	実施内容		
☐ 建設業界への入職のきっかけづくりとなる取組	・子供、学生等に対する現場見学会、インターンシップの実施 建設工事の施工体験、測量機器等の操作体験 等		
☐ 建設業の社会的意義・役割や魅力・やりがいを知ってもらうための取組	・地域の防災訓練に参加、災害時に地域住民等を支援 ・建設現場での新技術の活用、i-Construction・情報化施工等の取組を社会にアピール 等		
☐ 建設現場の労働環境を改善する取組	・労働者に対する週休2日の確保を徹底 ・働きやすい環境(更衣室、休息場所の設置など)の整備		
☐ 若手技術者育成、女性技術者育成のための取組	・当該工事現場をフィールドにした若手技術者、女性技術者に対する研修や講習会等を実施 等		
☐ その他			

(案)

担い手確保・育成に関する実施状況（詳細報告）

担当出張所名: □□出張所

工 事 名	〇〇工事	受注者名	〇〇建設(株)
項 目	様式－１の「項目」を記載		
実施内容	様式－１の「実施内容」を記載		
実施日(期間)	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日(〇日間)	対象者・人数	〇〇高校、〇名
他工事との合同実施	☐ 有り ☐ 無し	合同実施工事名	(〇〇工事)
マスコミ取材	☐ 有り ☐ 無し	取材会社名	(〇〇新聞社、△△テレビ)
(具体的な実施内容の説明)			
(添付図・写真)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

年月日：

品質証明書

工事名：_____

品質証明記事					
品質証明事項	実施日	箇所	品質証明員氏名	印	記事

社内検査した結果、工事請負工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者 住 所

氏 名

〇〇国道事務所長 殿

印

FAX

注) 記入欄が不足する場合には、様式-3の2
として追記してください

[illegible]

様式－４

番号		項目内容	
----	--	------	--

(１) 構造提案の内容
【構造提案】・・・略図等

(５) 提案理由

(３) 構造提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）

(２) 品質保証の証明（品質保証書の添付等）

(４) その他

様式－５

番号		項目内容	
----	--	------	--

(１) 工業所所有権等の排他的権利を含む構造提案である場合、その取扱いに関する事項

(２) 構造提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表にかかわる所見等）

号
令和 年 月 日

構造提案書採否通知書

殿

分任支出負担行為担当官
関東地方整備局
〇〇国道事務所長

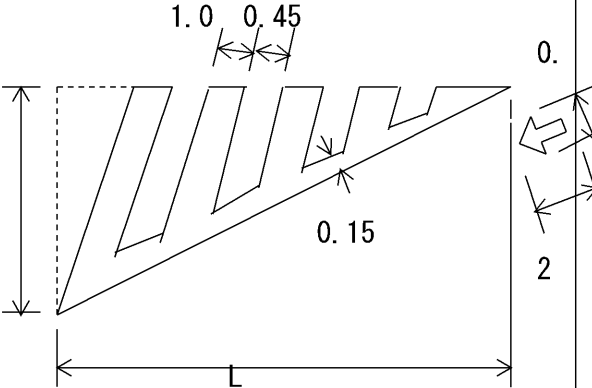
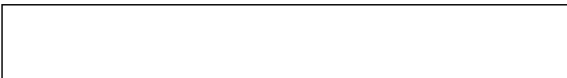
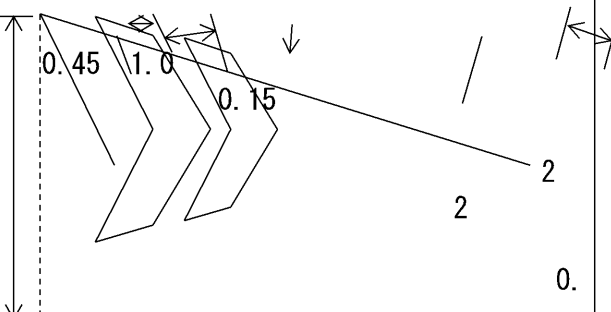
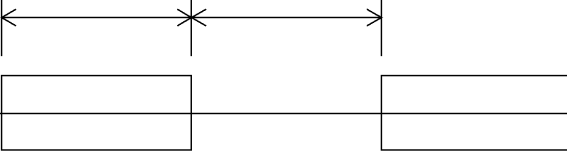
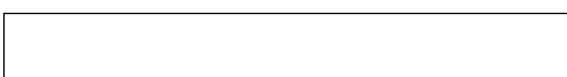
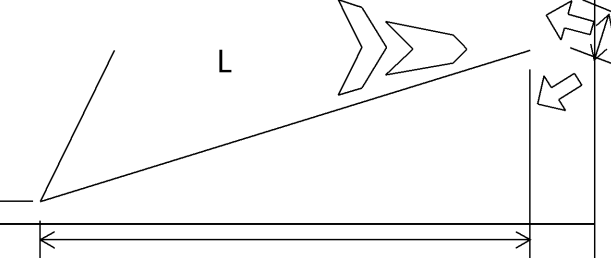
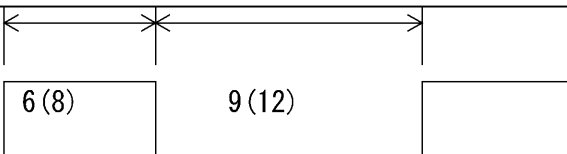
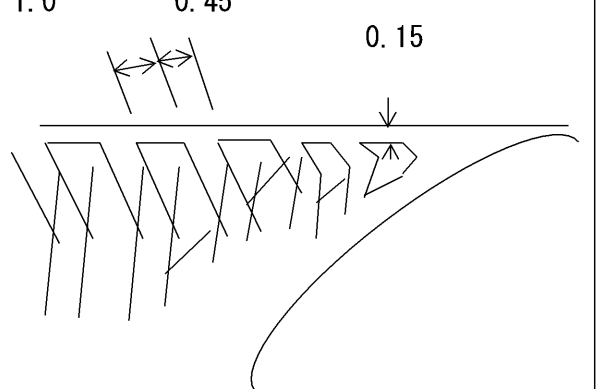
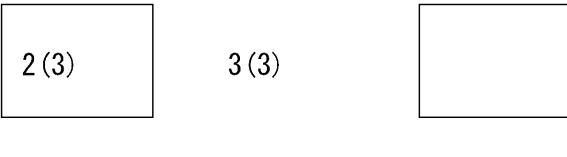
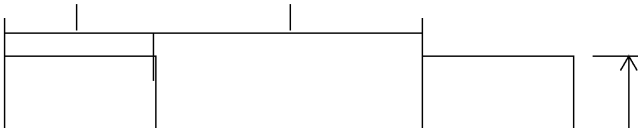
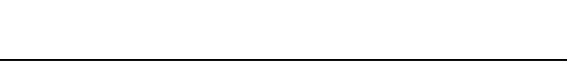
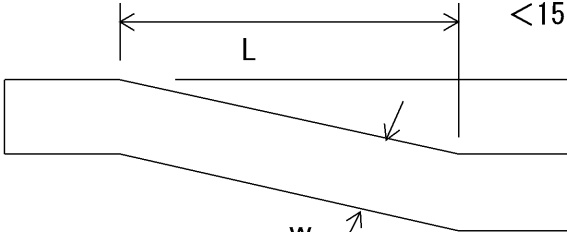
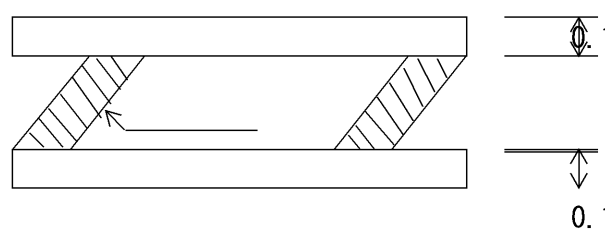
特記仕様書第〇〇条「舗装構造提案書の提出」に基づき、令和 年 月 日付けで提出
されました構造提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工事件名 ： 契約締結日 ：		構造提案項目数 ： 採用項目数 ： 不採用項目数 ：		
舗装構造提案に対する「採否」及び理由				
番号	項 目 内 容	採否の区分	採 否 の 理 由	特記事項

注) 採否に関する問合せ先

区画線設置様式（例）

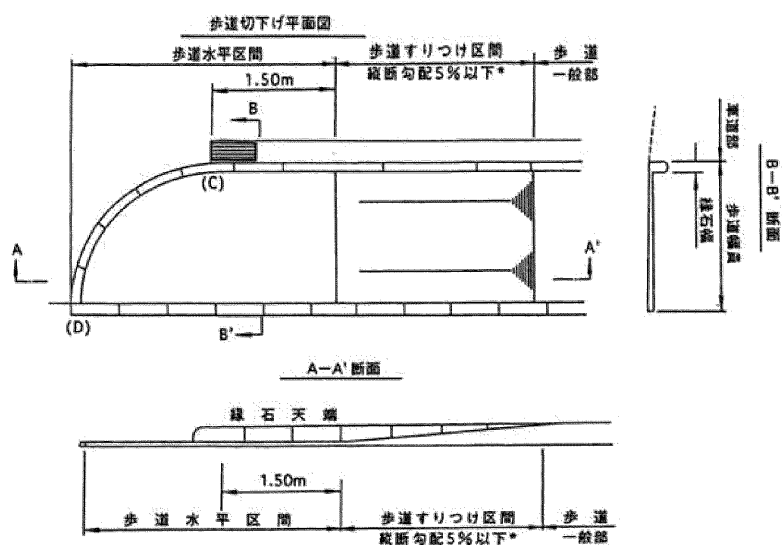
(単位：m)

区 分		幅 ・ 長 さ ・ 間 隔		区 分		幅 ・ 長 さ ・ 間 隔	
車 道 中 央 線 (101)	実 線 1 本	0		路 の 上 障 害 物 近 (106)	8 物 害 d 障		
	実 線 2 本	5				L > d	
		5					
	破 線	5					
車 線 境 界 線 (102)	実 線	5		導 流 帯 (107)			
	破 線	5					
		登 坂 加減速 バス停	5				
車 道 外 側 線 (103)	5		路 駐 車 場 (108)				
	5						
車 道 の 幅 員 変 更 (105)				チャ ー 分 ット ー 離 タ る 帯 バ	0 5		

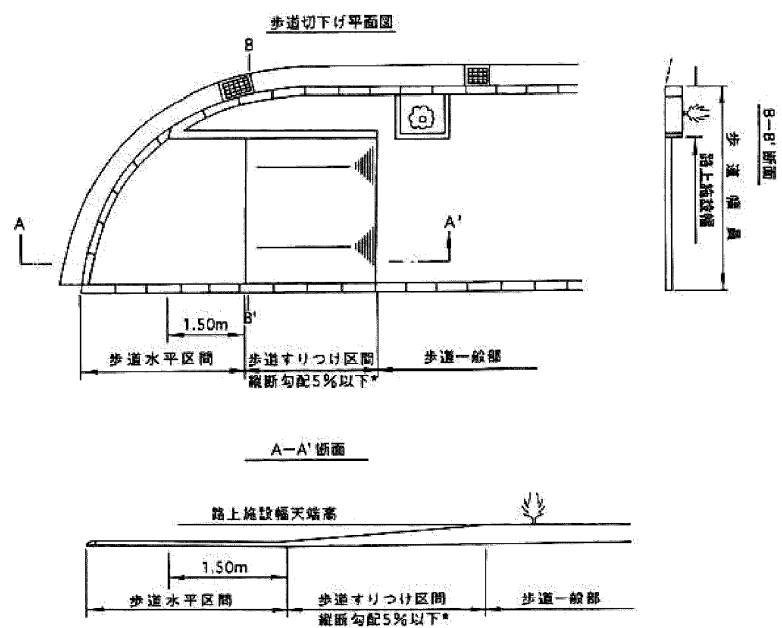
() 内は自動車専用道路に適用

別添－３－１

I.横断歩道箇所等における車道とのすりつけ部

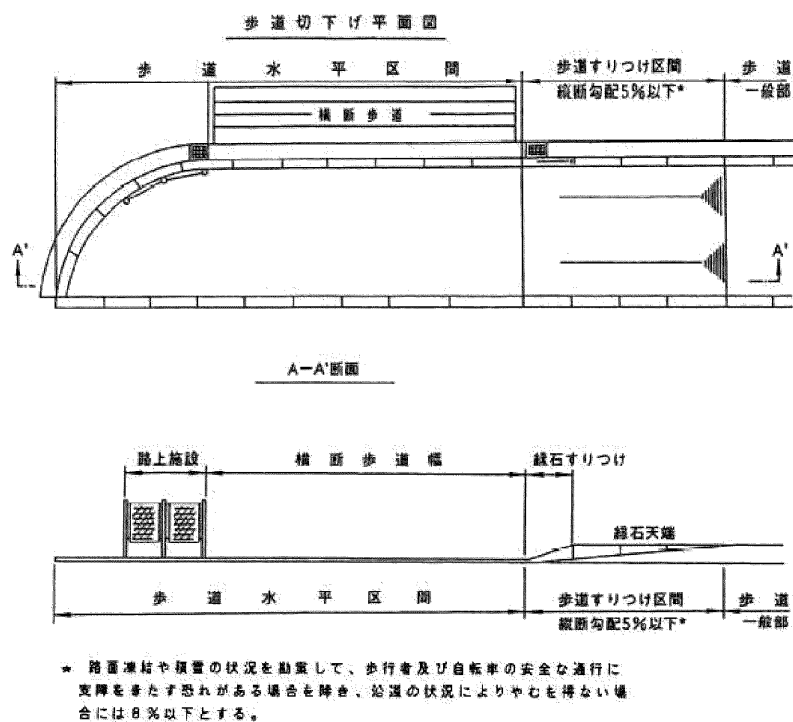


参考図I-1 歩道等の巻込み部における構造 (歩道等の幅員が狭い場合)

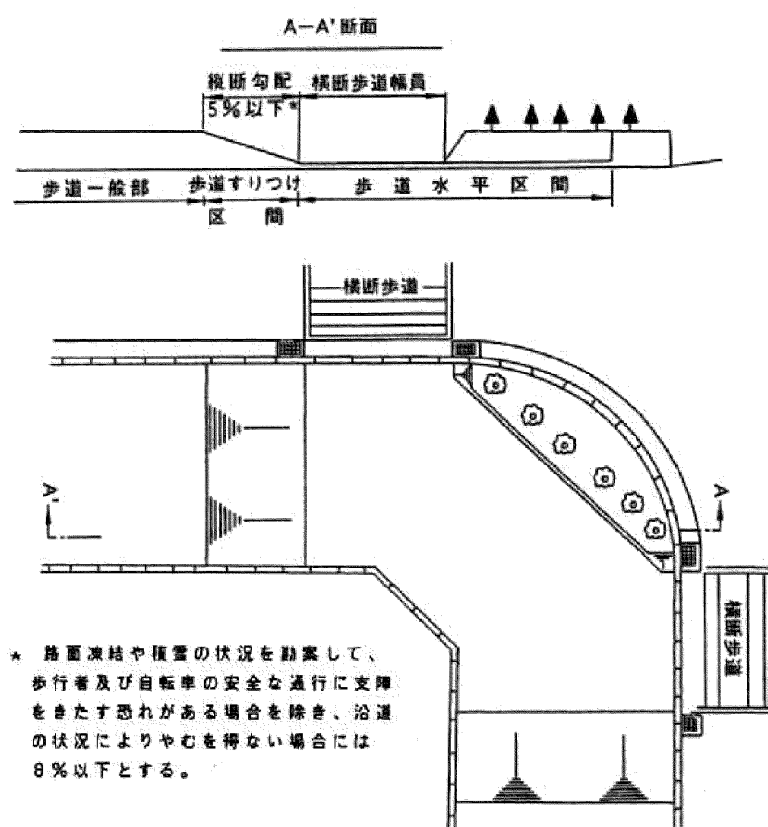


参考図I-2 同上 (歩道等の幅員が広い場合)

別添－３－２

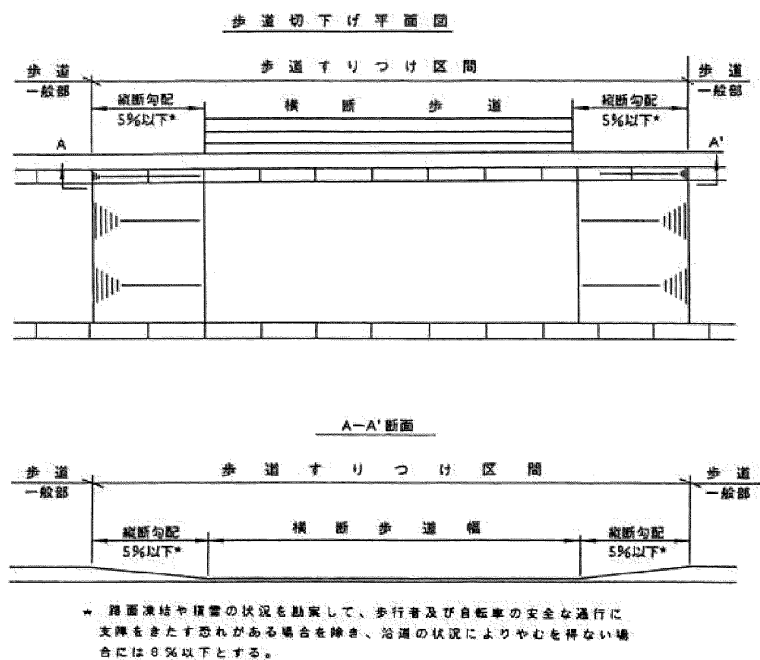


参考図 I-3 横断歩道箇所における構造

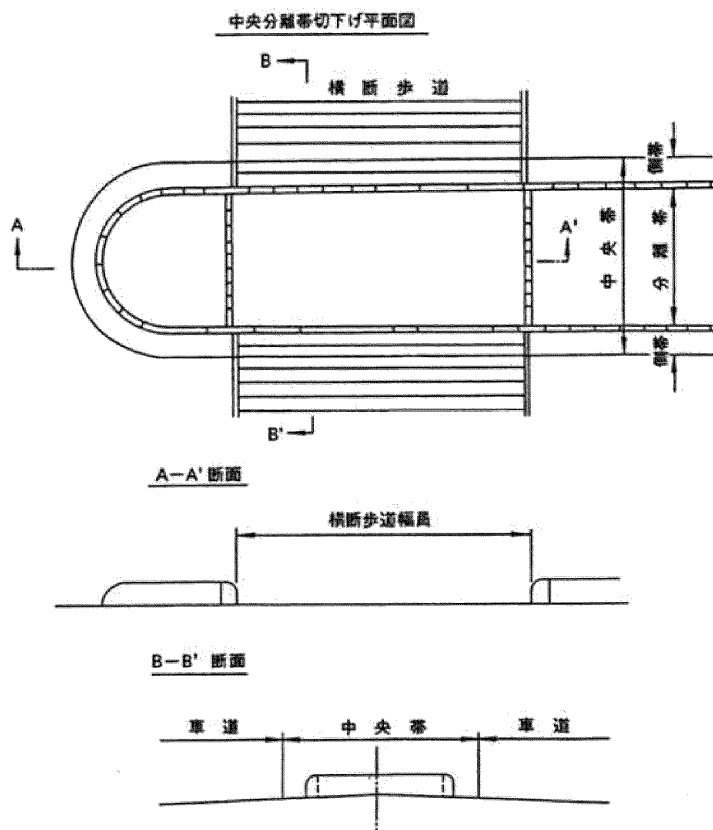


参考図 I-4 同上(交差点に横断歩道がある場合)

別添－３－３



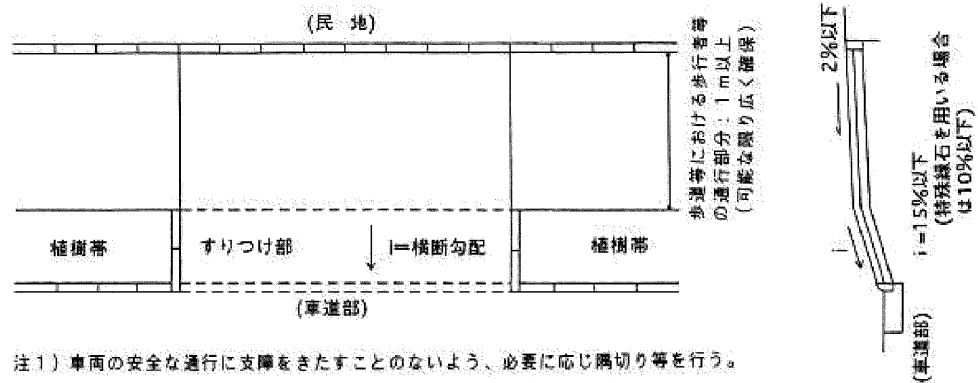
参考図 I-5 同上(交差点以外に横断歩道がある場合)



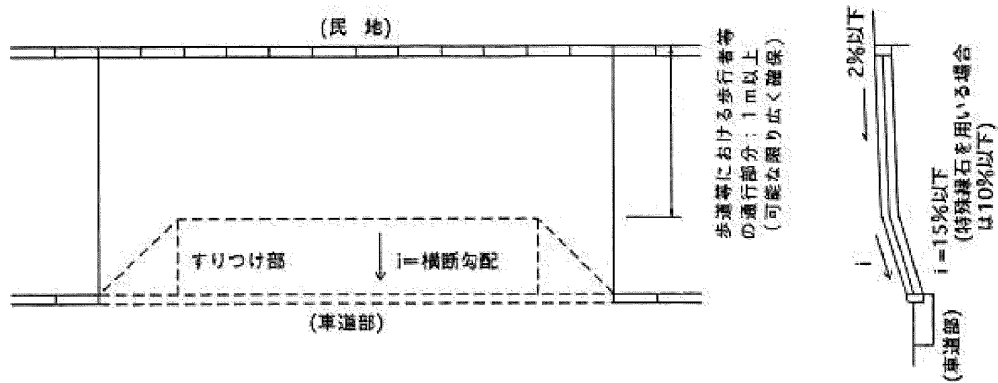
参考図 I-6 同上(中央分離帯等がある場合)

別添－３－４

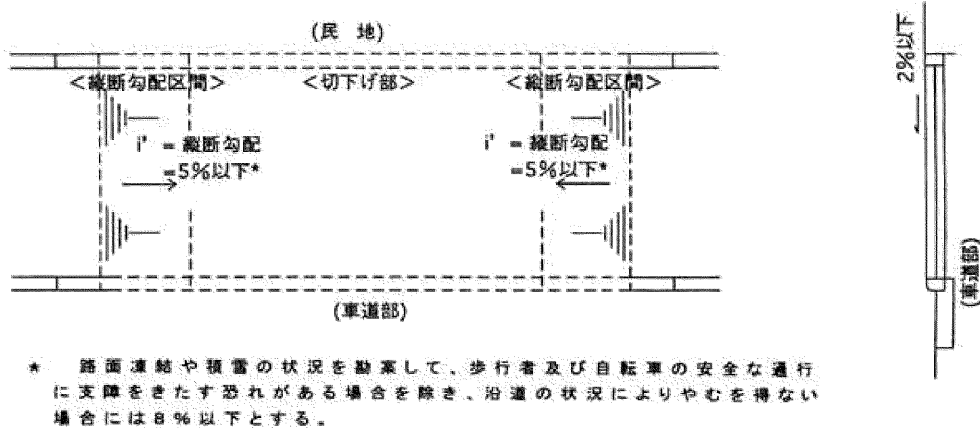
Ⅱ.車両乗入れ部



参考図 II-1 植樹帯等の幅員内ですりつけを行う構造



参考図 II-2 歩道等内においてすりつけを行う構造



参考図 II-3 歩道等の全面切下げを行う構造

「歩道における段差及び勾配等に関する基準」

URL:<http://www.mlit.go.jp/road/press/press0/990910c.html>

施工確認書（案）

工事名

確認者

路側防護柵工（土中埋め込み式）の施工について、社内検査の結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された出来形を確保していることを確認しました。

また、防護柵の所要の根入れ長が確保されていることが確認できる状況（建て込み時の施工状況、若しくは埋込み長の測定状況等）をビデオカメラにより全本数分を撮影した資料（ビデオテープ等）を提出致します。

令和 年 月 日

受注者 住所

氏名

（※施工確認者については、「品質証明員」が行うものとする。但し、品質証明制度を適用していない工事について「主任（監理）技術者」が行うものとする。）

全国道路施設点検データベースにおける個人情報掲載のチェックリスト

1. 業務等名称

2. 受注者名

3. 個人情報掲載の確認結果【受注者】

☐ 個人情報の掲載がないこと／記載された個人情報のすべての削除を確認済

4. 発注担当課

5. 個人情報掲載の確認結果【発注者】

☐ 個人情報の掲載がないこと／記載された個人情報のすべての削除を確認済

